

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会
利益相反に関する回答票

令和3年〇月〇日

令和〇年〇月〇日開催予定の第〇回特定複合観光施設区域整備計画審査委員会に委員として参加するに当たり、以下のとおり回答します。

所属：_____ 氏名：_____

1. 利害関係者（※1）に委員又はその家族（※2）が含まれますか。
 含まれない 含まれる
2. 委員と利害関係者（利害関係者が都道府県等、法人その他の団体である場合にあっては、当該利害関係者に所属する個人）とが、大学、研究機関等の組織において同一の学科等に所属していますか。
 所属していない 所属している
3. 委員が、審議対象の区域整備計画に関し、助言その他の実質的関与を行っていますか。
 行っていない 行っている
4. 委員又はその家族が、審査委員会の開催日から起算して過去3年以内に利害関係者又は利害関係者が所属する組織から、寄附金・契約金等（※3）を受け取っていますか。
 受け取っていない 受け取っている （通算総額：約_____万円）
5. その他、審査委員会への参加に関し、財産上の利益の供与や供応接待を受けたことなどにより利益相反の懸念があると考えられる場合には、その内容を具体的にお答え下さい。

※1 「利害関係者」とは、区域整備計画の認定を申請し、及び申請しようとする都道府県等（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第6条第1項に規定する都道府県等をいう。）、区域整備計画の認定を受けた都道府県等並びにIR事業者等（同法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行う者及び同法第143条第1項に規定するカジノ関連機器等製造業等を行う者等並びにこれらを行おうとする者等をいう。）をいう。

※2 「家族」とは、配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、委員と生計を一にする者をいう。

※3 「寄附金・契約金等」とは、利害関係者又は利害関係者が所属する組織からの財産上の利益の供与であって、委員又はその家族が当該利害関係者又は当該利害関係者が所属する組織からの財産上の利益の供与であることを認識しているものをいい、コンサルタント料・指導料、特許権・商標権等の知財に対する報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬及び寄附金・研究契約金（実際に割り当てられたものをいい、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。）等を含む。

なお、「寄附金・契約金等」の申告対象期間は、原則として、審査委員会の開催日から起算して過去3年間とする。